

## 令和3年度第7回佐倉市建築審査会 会議録

日時 令和4年3月28日(月) 午後2時00分～

場所 佐倉市役所社会福祉センター 地下会議室

出席者

委員 杉山委員、渡辺委員、小澤委員、角田委員

事務局 建築指導課 立石課長、齊藤副主幹、佐藤副主幹、畠山主査

傍聴人 なし

会議の概要

### 1 開 会

開会宣言

委員4人が出席していることから、会議が成立していることを確認する。

### 2 建築指導課長あいさつ

### 3 議 事

#### (1)同意案件

・建築基準法第48条第1項に係る案件 1件

#### ○案件9

#### 建築基準法第48条第1項に係る案件

特定行政庁から、案件資料に基づき、周辺状況、建築計画の概要並びに許可相当と判断した理由等について説明をする。

#### 案件審査

委員 ①申請敷地の東側にコンクリートブロックの塀があるが、近隣の要望に基づくものか。

特定行政庁 ①そのようには聞いていない。

委員 ②近隣住民からの排ガス等の苦情に対処するため、設けたものではないか。

特定行政庁 ②そうではないと考える。東側は隣地と高低差があるため、塀を設けたと思われる。

排ガスについては、事業者が事前説明のため各戸を回った際に、多

- 少意見があったと聞いているが、公聴会では意見がなかった。
- 委員 ③当事務所には社員が常駐するのか。管理はどのように行っているのか。
- 特定行政庁 ③営業所に戻ると時間がかかるため、運転手の休憩所として利用するものであり、常駐はしない。  
朝最初に到着したバスの運転手が開錠し、最後に出発する方が施錠を行っている。
- 委員 ④広い敷地であるため、夜間にたまり場になっている等の苦情はないか。
- 特定行政庁 ④そのようには聞いておらず、適切に管理されていると考える。
- 委員 ⑤営業所までの距離はどのくらいか。
- 特定行政庁 ⑤約10km離れているため、30分程度かかる。
- 委員 ⑥当該地は市の所有とのことだが、市街地の中にある土地を元々所有していたのか。
- 特定行政庁 ⑥近隣の開発の過程で、交通手段の確保等の理由で、バス駐車場として利用することを前提に、市に寄付されたのではないかと考える。
- 委員 ⑦夜間は一台もバスが残らないのか。令和元年の豪雨で営業所が大きな被害を受けたので、リスク回避のため分散して配置する意味もあるかと思うが。
- 特定行政庁 ⑦現在はそのようにはしていないようだ。
- 委員 ⑧今回の計画は建替えであり従前とほとんど変更がなく、周辺への影響もないと考える。

#### 決定事項

案件9 について同意する。

#### 4 連絡事項

##### (1) 次回以降の建築審査会の日程について

現委員については令和3年度で任期満了となる。案件の状況を踏まえ、あらかじめ新任の委員の都合を確認のうえ日程調整することで、了解を得る。

#### 5 閉 会

閉会宣言

会議録署名人